

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2026 年 7-8 月号 | No.07-08/2026

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照ください。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 総会第 58 回会合の主要成果

全 25 の国際調査機関と国際予備審査機関が再任命、新たに 26 番目の機関が任命へ。あわせて PCT 規則も改正

PCT の管理機関である PCT 同盟総会 (PCT 総会) は、2026 年 2 月に開催された [PCT 作業部会](#) と [PCT 技術協力委員会](#) (CTC) において合意された勧告を承認しました。

2026 年 7 月 9 日から 17 日にかけて、WIPO 加盟国総会の一環としてジュネーブで開催された第 58 回会合において、本総会は、以下を承認しました。



写真: WIPO/Berrod

- 既存の国際調査機関 (ISA) ・国際予備審査機関 (IPEA) の任命期間を延長
- メキシコ産業財産機関 (IMPI) を新たな ISA ・IPEA として任命
- PCT 規則の一連の改正と総会指針の修正を採択

本会合の[文書](#)はウェブサイトに掲載されており、報告案も同ページにて間もなく公表される予定です。

今月号のその他のトピックス: [PATENTSCOPE が標準必須特許に関するデータの収集範囲を拡充](#) – [2026 年 WIPO グローバル・アワード受賞者が発表](#) – [PCT アップデート](#) – [上級者向け PCT セミナーの参加登録受付中](#) – [実務アドバイス 国際段階第 I 章手続における翻訳文の提出要件](#)

き PCT における ISA・IPEA として現在行動している 全 25 の国内官庁と政府間機関について、その任期が 2037 年 12 月 31 日まで延長されました ([文書 PCT/A/58/2](#))。各官庁と機関は、任期期間中に国際調査と国際予備審査の運用に関して、WIPO 国際事務局 (IB) と新たな取り決めに締結します。本総会は、新しいひな型の形式を用いたこれらの取り決め案 (以下に詳述) を承認しました。

IMPI は、PCT に基づく 26 番目の ISA・IPEA となり、ラテンアメリカ・カリブ海地域に拠点を置く 3 番目の機関となります。同機関は、IB との取り決めが締結され発効した後、運用を開始する予定です ([文書 PCT/A/58/3](#) と [PCT/A/58/3 ADD.](#))。

PCT 規則の改正は、[文書 PCT/A/58/1](#) に記載されており、その内容は以下のとおりです。

- 電子サービスの向上と、PCT 出願手続における個人情報保護の強化を目的とした規則変更。これらの改正では、国際出願手続のために、出願人には電子メールアドレスと電話番号の提供が義務付けられ、特定の個人情報について一般公開の対象から除外することが可能となるほか、優先日から 30 か月が経過した後でも、通信の送付先住所の変更を可能とするための根拠も規定します。当規則改正は、2027 年 7 月 1 日より発効予定です。
- 2028 年 1 月 1 日より、各官庁や機関が ISA/IPEA としての役割に関して国際事務局と締結する取り決めの基礎となる、新しい取り決めのひな型の使用を推奨する規則変更。このひな型案 (いずれも総会で承認済み) では、関連する ISA/IPEA の運用情報を規定した個別の附属書が削除され、今後これらの情報は、公示 (PCT 公報) にて公表され、PCT 出願人の手引に反映されます。
- 規則 89 の 2.1(d) の 3) に従い、紙形式でなされた国際出願の電子形式による提出がなされなかったことにより、取り下げられたものとみなされる国際出願について、受理官庁が国際出願を取り下げられたものとみなす旨を宣言するその他の事例と同様に処理されることを明確化するための規則変更。
- フランス語版の規則 26.3 の 3) における軽微な訂正。

また、本総会は、所定手数料の換算額の決定に関する PCT 総会が定めた指針の改正も採択しました。改正版指針は、([文書 PCT/A/58/1](#) にも記載されているとおり) 2027 年 1 月 1 日より適用されます。当変更により、手数料の額が変更された際の異なる通貨における換算額の設定プロセスが効率化されるほか、為替レートの変動後に新たな換算額が効力を発するまでの時間も短縮されます。

PATENTSCOPE が標準必須特許に関するデータの収集範囲を拡充

AI を活用した検索ツールを提供

WIPO は、標準必須特許 (SEPs: Standard Essential Patents) に関するデータを拡充し、AI を活用した検索機能の導入により、独自のグローバル特許データベースである [PATENTSCOPE](#) を強化しました。

2025 年以降、「宣言済み」(declared) SEP、すなわち、特許権者が技術標準に必須と宣言した特許の出願情報を検索できます。今年初めには、パテントプール運営会社 [Sisvel](#) の独立した専門家により客観的に検証された SEP を検索できる、プール検証済み (pool-verified) SEP 検索機能が追加されました。

今回、[Via Licensing Alliance](#) が 2 番目のパテントプール運営会社として、検証済みの必須データを提供することになりました。これにより、9,000 件以上の特許出願がプール検証済み SEP として検索可能になります。

宣言済み特許の収集範囲も大幅に拡大しました。欧州電気通信標準化協会 (ETSI: European Telecommunications Standards Institute) からの宣言済み SEP に関するデータが拡充されました。PATENTSCOPE では、ETSI に対し標準必須であると明示的に宣言された特許だけでなく、ETSI がファミリー拡張 (Family Extension) により追加した関連特許ファミリーのグループも表示されるようになりました。

この機能強化により、ETSI、米国電気電子学会 (IEEE)、国際電気通信連合 (ITU) のデータを網羅する PATENTSCOPE の SEP コレクションを通じて利用可能な個別の特許件数は、206,000 件以上から 450,000 件を上回る数に増加しました。

この度、PATENTSCOPE の SEP に関する知識を深めてもらうことを目的とした 2 回のウェビナーが、[2026 年 9 月 1 日](#)と [9 月 3 日](#)に開催予定です。

さらに、AI の活用により、PATENTSCOPE 上で、より効果的な検索クエリを作成できるようになりました。探している内容を自然文で入力するだけで、AI アシスタントが構造化された検索式 (クエリ) へと変換します。

当言語モデルは、WIPO のオンプレミス環境でホストされているため、検索式の機密性は保持されます。検索機能は今後さらに強化される予定です。

詳細は、[WIPO ウェブサイト](#)をご確認ください。

2026 年 WIPO グローバル・アワード受賞者が発表

知的財産 (IP) を戦略的に活用し、成長や発展を牽引する 11 社の中小企業とスタートアップ企業が表彰

世界各地の革新的な企業が、第 5 回 [WIPO グローバル・アワード受賞者](#)として表彰されました。

この賞は、IP を活用して事業を成長させ、社会にポジティブな影響をもたらしているスタートアップや中小企業を称えるために、2022 年に創設されました。今年は、126 か国から 1,300 件を超える応募がありました。



写真: WIPO/Berrod

11 社の受賞企業は、ビジネスプラン、知財戦略、社内の IP 文化、そして社会問題へ取り組む貢献度について、厳格な審査を経て選出されました。受賞企業は以下を含みます。Infira 社 (農業・食品部門 スタートアップ企業 - アルゼンチン)、AgZen 社 (農業・食品部門 中小企業 - 米国)、Dabida 社 (クリエイティブ産業部門 スタートアップ企業 - 韓国)、Jade ND 社 (クリエイティブ産業部門 中小企業 - ブラジ

ル)、Flosfia 社 (環境部門 スタートアップ企業 - 日本)、Bintree 社 (環境部門 中小企業 - 中国)、Regend 社 (ヘルスケア部門 スタートアップ企業 - 中国)、ArteryFlow 社 (ヘルスケア部門 中小企業 - 中国)、Drovid 社 (情報通信技術部門 スタートアップ企業 - チリ)、ICTK 社 (情報通信技術部門 中小企業 - 韓国)、Bearmind 社 (スポーツ - スイス)。

受賞企業には、知財戦略、市場参入、資金調達に特化したメンタリングが提供されるほか、Global Awards Alumni Community メンバーとして、ネットワーキングの機会も提供されます。

WIPO の新刊行物

SPARK 報告が 生成 AI 分野における特許活動の活況を明示



生成 AI (GenAI) 分野における特許活動は活況を呈しており、2024 年と 2025 年に公開された特許ファミリーは 56,000 件以上にのぼり、これは過去 10 年間の総出願件数の 2 倍を超える数となっています。

WIPO Technology SPARK シリーズの最新報告である [Patent Trends Update in GenAI](#) は、2024 年発行の [Patent Landscape Report](#) を基に、この急速に進化する分野での主要な動向を解明しています。

生成 AI 関連出願件数の大幅な増加に加え、本調査は、特許権者に関する動向の変化も明らかにしています。日本のソフトバンクは、2014 年から 2025 年にかけて 2,985 件の特許ファミリーが公開され、生成 AI 分野における最大の特許権者となりました。また、ソフトウェアやインターネット企業に加え、上位出願者に名を連ねる大手多国籍企業が増えています。

中国が 2024 年と 2025 年に公開された 42,000 件以上の特許ファミリーを占め、生成 AI 特許出願件数において引き続き首位を保っている一方、米国、日本、ドイツなどの国々では、同期間に大幅な特許件数の伸びが見られました。

また、技術的な注力分野にも変化が見られています。大規模言語モデル (LLM: Large Language Model) が生成対抗ネットワーク (GAN: Generative Adversarial Network) を追い抜き、生成 AI の主要なモデルタイプとなりました。2025 年には、LLM に関する公開された特許ファミリーが 14,100 件であるのに対し、GAN は 5,200 件にとどまっています。

無形資産への投資が過去最高水準に到達

[World Intangible Investment Highlights 2026](#) によると、研究開発、ソフトウェア、特許、ブランド (商標)、その他の知的財産 (IP) といった無形資産への世界的な投資額は、2025 年に初めて 10 兆米ドルを突破しました。

WIPO と Luiss Business School が実施したこの調査では、世界の GDP 57 %を占める 29 の経済圏における投資動向を追跡しました。

この調査結果は、世界経済において IP を裏付けとした資産が極めて重要であり、その重要性がますます高まっていることを浮き彫りにしています。2015 年から 2025 年にかけて、無形資産への投資は、有形資産への投資に比べて 2.5 倍のペースで増加しました。

WIPO が標準必須特許と国際紛争解決に関する知識を深めるセミナーを開催

10 月 12 日と 13 日開催予定の対面・オンラインセミナーの参加登録を受付中

10 月 12 日と 13 日に[開催予定の WIPO セミナー](#)では、標準必須特許 (SEP) と紛争解決について深く掘り下げます。

これらの分野での実践者、裁判官、政策立案者、産業界の代表者、学者の専門家が、訴訟、代替的紛争解決や SEP 紛争解決に関する世界動向について議論します。

本イベントは、SEP 紛争解決の世界動向に関心のある方を対象としており、[参加登録](#)を受付中です。会場は WIPO 本部となりますが、ハイブリッド形式で開催されるため、リモートでの参加も可能です。

WIPO Sequence Suite ソフトウェアの新バージョンがリリース

ツールが必須の WIPO 標準に準拠した配列表の作成を確実に

特許出願における配列表の作成や検証を行うための WIPO の無料ソフトウェアの新バージョンが利用可能になりました。

[WIPO Sequence Suite](#) は、配列表の [WIPO 標準 ST.26](#) への準拠を確実にします。WIPO 標準 ST.26 への準拠は、アミノ酸・ヌクレオチド配列を開示する PCT 出願の要件です。

出願人向けデスクトップアプリケーションの WIPO Sequence と特許庁が使用するウェブサービスである WIPO Sequence Validator の両方がアップデートされました。



写真: petershreiber.media/Getty

[バージョン 3.1.2](#) は、3 年ぶりの正式リリースとなります。改善点には、一括編集機能の拡張、ナビゲーションの強化や、短い配列に対する注意喚起機能の追加などが挙げられます。また、ユーザからのフィードバックを受け、報告された不具合を修正した「ホットフィックス」パッチ (緊急修正プログラム) である [バージョン 3.1.3](#) もリリースされています。

機能改善の利用と、動作の安定性を確保するため、WIPO Sequence 最新バージョンへのアップグレードを強く推奨いたします。本バージョンは、Windows (10/11)、Mac、Linux に対応しており、Mac 用バイナリには WIPO による署名が付与されています。

WIPO Sequence は WIPO ウェブサイトからダウンロードできるほか、旧バージョンを起動した際に表示されるポップアップの案内に従いアップグレードすることも可能です。ご意見・ご提案は、国際事務局 wiposequence@wipo.int までご連絡ください。

ワークシェアリングとファストトラック審査手続

ガーナと米国が特許付与迅速化合意に関する意向表明書に署名

登録長官部（ガーナ）(Registrar General's Department (Ghana)) と米国特許商標庁 (USPTO) は、両庁間の新たな特許付与迅速化 (APG: Accelerated Patent Grant) 合意に関する意向表明書に署名しました。

この APG 合意により、USPTO から米国特許の付与を受けた適格な特許出願人は、登録長官部に対し対応するガーナ特許出願について、特許の付与を申請することが可能となります。

本合意は、WIPO 総会期間中の 2026 年 7 月 9 日に署名され、署名日から 5 年間有効となります。

詳細は、[USPTO ウェブサイト](#)をご確認ください。その他の[官庁間によるワークシェアリングのイニシアチブ](#)や、[その他の官庁により行われた同等の調査と審査結果の受理](#)に関する詳しい情報は、WIPO の専用ページをご利用ください。

エルサルバドルが特許法条約に加盟

エルサルバドルは、WIPO 総会期間中の 2026 年 7 月 7 日に加入書を寄託し、[特許法条約](#) (PLT: Patent Law Treaty) の 45 番目の締約国となりました。

特許法条約は、国内・広域特許出願やその処理に関する方式手続を共通化し、出願手続の複雑さを軽減するとともに、権利喪失に対する救済措置を設けることで、出願人が特許制度を利用しやすくするものです。

エルサルバドルの加入は、2026 年 10 月 7 日から発効します。

欧州特許庁における PCT 手数料の減額

対象国の変更 - ミクロネシア (連邦)、ヨルダン、スリランカ、フィリピン、ベトナム

特定国の国民は、欧州特許庁 (EPO) において一部 PCT 手数料減額を受ける資格を有する場合があります。2026 年 7 月 1 日より、ヨルダン、ミクロネシア (連邦)、フィリピン、スリランカ、ベトナムが減額対象国のリストから除外されました。

国際出願、補充国際調査請求又は国際予備審査請求が以下に該当する者により行われた場合、国際調査手数料、補充国際調査手数料及び国際予備審査手数料の 75% が減額されます。

1. 欧州特許条約の締約国ではなく、出願日、又は補充国際調査手数料若しくは国際予備審査手数料の納付日において、世界銀行により「低所得経済」若しくは「低中所得経済」に分類されている国の国民及び居住者である自然人。あるいは

2. (欧州特許を国内特許として認証することに関する) EPO との有効化の合意 (validation agreement) が発効している国の国民及び居住者である自然人若しくは法人

ヨルダン、ミクロネシア (連邦)、フィリピン、スリランカ、ベトナムが、世界銀行による各国の所得分類に関する最新評価に基づき、居住国民が減額の対象となる国のリストから除外されました。

詳細は、2026 年 7 月付の [EPO 公示](#) をご参照ください。

注意喚起: WIPO IT システムの計画メンテナンスについて

【お知らせ】 8 月 22 日・9 月 1 日の WIPO システム (ePCT 等) 一時停止の可能性について

WIPO IT システムのメンテナンス・アップグレード作業に伴い、ePCT を含む一部プラットフォームやサービスで、一時的な停止が発生する可能性があります。

下記の 2 日間において、サービスにアクセスできなくなる場合があります。

- 8 月 22 日 (土): 9:00 から 10:00 の間に約 10 分間、10:00 から 14:00 の間に約 30 分間 (いずれも中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))、アプリケーションへのアクセスに問題が生じる可能性があります。
- 9 月 1 日 (火): 9:00 から 10:00 の間 (中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))、新しい WIPO アカウントの作成や確認作業、既存の WIPO アカウントの個人情報の更新を行うことはできません。個人情報の更新が必要ない限り、既存の WIPO アカウントを使用し、ePCT やその他のシステムにログインすることには影響はないはずです。

いずれの場合も、計画されているシステム停止は短時間にとどまるため、[PCT 規則 82 の 4.2\(a\)](#) に基づく、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定の適用対象にはなりません。ユーザの皆様にはご不便をおかけいたしますが、あらかじめご了承ください。

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 出願人の手引: eGuide 日本語版がリリース

[PCT 出願人の手引](#) (PCT 制度の利用に関する実用的な情報を段階ごとに収録した完全版) の完全電子版である「eGuide」の日本語版の利用が開始されました (参照: [日本語版の「PCT 出願人の手引」がブラウザで閲覧可能な eGuide となります](#))。

本手引の 2 つの一般編 (国際段階の概要と国内段階の概要) については、以前から HTML 版が提供されていましたが、今回利用が開始された eGuide 日本語版には、すべての PCT 官庁で適用される手数料、手続、要件を記載した附属書の電子版 (動的表示対応) が収録されています。

新形式への移行に伴い、日本語ユーザの皆様における本手引の利便性が向上いたしました。さらに、附属書の定期的な更新により、必要な最新情報をよりタイムリーに入手いただけます。

機能を拡充した eGuide 日本語版は、多言語で展開する PCT 出願人の手引を、あらゆるデジタルデバイスへ最適化していく継続的な取り組みにおける最新の成果です (訳者注: 日本語版のレイアウトや編集上

の改善等につきましては、引き続き更新を行っていく予定です)。今後も、さらなる機能の強化を進めていきます。ご意見・ご提案は、pct.legal@wipo.int までお寄せください。

期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定

PCT 規則 82 の 4.2(a) に基づく通知 (国際事務局)

[WIPO ウェブサイト](#) に公表されたとおり、ePCT システムにおいて、以下の期間、断続的なサービスの不通が発生しました。

2026 年 6 月 7 日 22:46 から 6 月 8 日 02:59 まで (いずれも中央ヨーロッパ夏時間 (CEST))

この不通により、PCT 規則で定められた期間を遵守できなかった出願人は、[PCT 規則 82 の 4.2\(a\)](#) に基づき、当該期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。適用条件については、2023 年 11 月 16 日付の[公示 \(PCT 公報\)](#) (217 から 218 頁) に掲載された国際事務局による通知をご参照ください。

PCT アップデート

BG: ブルガリア (FAX 機の使用停止、代理人による代理)

BW: ボツワナ (手数料)

CN: 中国 (手数料)

2026 年 9 月 1 日から、PCT 手数料表に表示されている国際出願手数料、30 枚を超える用紙一枚ごとの手数料、手数料表の項目 4 に記載されている電子出願の減額 (該当する場合) 及び取扱手数料の中国人民幣元での換算額が変更になります。

(PCT 出願人の手引 附属書 C、E (CN) が更新されました)

CR: コスタリカ (官庁のウェブサイトアドレス、手数料)

CY: キプロス (官庁名、紙形式による出願のために必要な写しの部数)

キプロス特許庁の名称が、以下のとおり変更されました。

官庁名: Department of Registrar of Companies and Intellectual Property (Cyprus)

企業知的財産登録部 (キプロス)

DZ: アルジェリア (手数料)
 EG: エジプト (官庁が認める物理媒体の種類)
 HU: ハンガリー (FAX 機の使用停止)
 LC: セントルシア (官庁の住所)
 MT: マルタ (官庁の電話番号)
 NL: オランダ (王国) (官庁の電子メールアドレス)
 OA: アフリカ知的財産機関 (OAPI) (官庁の電話番号とウェブサイトアドレス、通知の通信、FAX 機の使用停止、利用可能な保護の種類、代理人による代理、手数料)
 PT: ポルトガル (手数料)
 QA: カタール (官庁の電子メールアドレス、手数料)
 SE: スウェーデン (FAX 機の使用停止)
 SM: サンマリノ (FAX 機の使用停止)
 TM: トルクメニスタン (問い合わせ先、国際出願の提出に関する制限、仮保護、出願に認められる言語、代理人による代理、手数料、国内段階移行の要件)
 ZA: 南アフリカ (手数料)

国際調査に関連する調査手数料及びその他の手数料 (一部の官庁)

2026 年 8 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になりました。

中国国家知識産権局 (CNIPA) ユーロ
 ユーラシア特許庁 (EAPO) ユーロ
 欧州特許庁 (EPO) 中国人民元
 連邦知的財産局 (Rospatent) (ロシア連邦) ユーロ
 韓国知識財産処 (MOIP) ユーロ、米国ドル
 ヴィシェグラード特許機構 (VPI) ハンガリーフォリント

2026 年 9 月 1 日より、以下の官庁が行う国際調査について、以下に記載した通貨で支払う換算額が変更になります。

中国国家知識産権局 (CNIPA) スイスフラン
 エジプト知的財産機関 スイスフラン、ユーロ、米国ドル

新料金は手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (CN、EA、EG、EP、KR、RU、XV) が更新されました)

今後の PCT 研修

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日まで開催予定の上級者向け PCT セミナーへの参加登録受付中

2026 年 9 月 30 日から 10 月 1 日までジュネーブの WIPO 本部にて、上級者向け PCT セミナー（対面式）を開催します。

このセミナーは、特許管理者、パラリーガル、海外出願の専門家や特許代理人、弁理士など PCT 制度の実践者を対象としています。本プログラムは、国際事務局の PCT チームから制度のベストプラクティスに関するアドバイスを受け、PCT 制度の最新動向について深く理解していただける内容となっております。

セミナーの詳しい内容は追って掲載予定です。過去のセミナー動画や資料へのリンクを含む情報については、[上級者向け PCT セミナーページ](#)をご利用ください。

ディスタンスラーニングコース:「特許協力条約入門」の受講受付中

WIPO アカデミーが提供するディスタンスラーニングコース（遠隔学習）の特許協力条約入門 (DL101PCT) では、PCT 制度の概要と基本事項を紹介します。本コースは無料で、PCT 10 公開言語（訳者注: 日本語を含む）での受講が可能です。本コースは自主学習形式で、理解度や進度を測るテストが設けられています。コース全体の所要時間は約 4 時間です。14 章から成る全てのコースを修了すると、コース修了証がダウンロードできます。受講登録は、2026 年 1 月 15 日から 2026 年 12 月 12 日の期間中に [WIPO Academy website](#) から行ってください。

実務アドバイス

国際段階における国際出願の翻訳文の提出に関する要件

Q: 当社は頻繁にスペイン語で PCT 出願しています。当社が利用している受理官庁が指定する国際調査機関 (ISA) には、スペイン語での調査を行わないところが幾つかあります。国際段階で翻訳文を提出する必要があるのでしょうか？

A: 各受理官庁 (RO) は、自庁になされる国際出願のために認める言語を決定します ([PCT 規則 12.1](#))。RO はいかなる言語も認めることが可能です。出願人がすでに自国で国内出願しており、その出願で使用された言語を認める RO に対し同一の発明に関する PCT 出願をする場合には、通常は先の出願を使用し、記入済みの PCT 願書を追加するだけで手続できます。つまり、出願人は、PCT 出願する前に先の出願を翻訳することなく、国際出願日を取得することができます¹。各 RO が認める言語の詳細は、[PCT 出願人の手引](#)の附属書 C をご参照ください。

¹ 国際出願の明細書と請求の範囲が、RO が認める言語で記載されていない場合、当該官庁は管轄 RO とはならず、[PCT 規則 19.4](#)に基づき、当該出願を RO としての WIPO 国際事務局 (RO/IB) に送付します。

各 RO は、国際調査を行うために ISA が認める言語（出願人が 2 以上の ISA から選択できる場合には、少なくとも 1 の ISA が認める言語）² であり、且つ公開言語でもある、少なくとも 1 つの言語を認めなければなりません（[PCT 規則 12.1\(b\)](#)）。従って、出願がなされる言語によっては、出願人が国際段階で翻訳文を提出することなく、特定の言語で出願できる場合もあります。例えば、チリ国立産業財産機関にスペイン語で出願し、スペイン語で調査を行う ISA を選択した場合などがこれに該当します³。PCT 願書は、常に RO が認める「公開言語」で作成し（[PCT 規則 12.1\(c\)](#)）、その情報は、公開される出願のフロントページに使用されます。各 ISA が認める言語の詳細は、[PCT 出願人の手引](#)の附属書 D をご参照ください。

出願人が、管轄/選択 ISA が国際調査を行う言語でない言語で PCT 出願する場合には、RO が出願を受理してから 1 か月以内に、当該 ISA が認める言語への翻訳文を提出しなければなりません。詳細は、[PCT 規則 12.3](#) をご参照ください。

例えば、出願人が、チリ国立産業財産機関にスペイン語で出願し、韓国知識財産処 (MOIP) に国際調査を依頼したい場合には、韓国語が英語への翻訳文を提出する必要があります⁴。なお、当初の開示については、出願時の言語が基準となりますのでご注意ください。出願人は、正確な翻訳文を提出する責任があります（[PCT 第 46 条](#)）。翻訳文に誤りがあった場合には、原則として、適用される国内手続に従い、国内段階においては是正しなければなりません。

PCT の 10 公開言語は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語です（[PCT 第 21 条\(4\)](#) と [規則 48.3\(a\)](#)）。PCT 出願がこれらの言語のいずれかでなされた場合には、国際出願日の付与後に国際調査のために翻訳文が提出されたか否かにかかわらず、国際出願の際に使用した言語が、そのまま国際公開の言語として適用されます。出願がスペイン語でなされたのであれば、公開はスペイン語で行われます。現状の手続では、他の公開言語でも（併せて）公開するよう選択することはできません。

出願が英語でない言語で公開される場合には、国際事務局は、発明の名称、要約、図面の文言と国際調査報告（又は PCT 第 17 条(2)(a) に基づく国際調査報告が作成されない旨の宣言）を英語に翻訳し、その他の公開された言語版と併せて、英語による翻訳文も公開します（[PCT 第 18 条\(3\)](#)、[第 21 条\(4\)](#)、[規則 45](#)、[48.3\(c\)](#)）。

PCT 出願が非公開言語で行われた場合でも、国際調査のために公開言語のいずれかで翻訳文が提出されていれば、通常はその翻訳文がそのまま国際公開に使用されます。ごく一部のケースで、PCT 出願が非公開言語でなされ、調査される場合には、出願人は、[PCT 規則 12.4](#) に基づき、国際公開のために別途

² RO に提出された出願についての管轄 ISA は、当該 RO が決定します。RO/IB になされた出願を含む詳細は、[PCT 規則 35](#) をご参照下さい。

³ 本稿執筆時点では、スペイン語で調査を行う ISA には、国立産業財産機関（チリ）、国立産業財産機関（ブラジル）とスペイン特許商標庁（OEPM）が含まれます。

⁴ これら 2 つの言語のどちらを選択するかにより、調査手数料が異なりますのでご注意ください。詳細は、PCT 出願人の手引の附属書 D (KR) をご参照下さい。

翻訳文を提出しなければなりません。例えば、デンマーク語、フィンランド語、ノルウェー語やスウェーデン語で出願され、調査が行われる出願がこれに該当する場合があります。

PCT 出願の際に RO や ISA を選択するにあたっては、その官庁の対応言語を確認することが判断基準の 1 つとなります。その他の判断基準としては、手数料の額、調査対象、出願件数に関する制限、特定官庁に対する熟知度や出願処理の効率性、非変換ファイルの受理可否、適用される救済措置の手続などが挙げられます。

[PCT 第 19 条](#)に基づく補正、[PCT 規則 91.1](#)に基づく明白な誤記の訂正、又は翻訳文における形式上の欠陥の補充を請求する際に使用する言語に関する詳細は、[PCT 規則 12.2](#)に規定されています。

このトピックに関する追加情報は、過去の PCT ニュースレターの以下のバックナンバーに掲載された実務アドバイスをご参照ください。

- [2024 年 7-8 月号](#): 国際出願において使用される複数言語
- [1998 年 10 月号](#): Filing of an international application in a language which is accepted by the receiving Office but which is neither a language accepted by the competent International Searching Authority nor a language of publication (英語版)

PCT ニュースレター読者の皆様からの「実務アドバイス」のトピック案を募集しています。ご提案いただいたすべてのトピックスを掲載できるとは限りませんが、ご意見は真摯に検討させていただきます。ご意見・ご要望は pct.newsletter@wipo.int までお送り下さい。